

特別養護老人ホームみやざき荘 指定短期入所生活介護事業運営規程

第1章 事業の目的及び方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団が設置運営する特別養護老人ホームみやざき荘（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護（以下「サービス」という。）の提供に当たる職員（以下「職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第2章 施設の名称等

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームみやざき荘
- (2) 所在地 宮崎市田吉4977番地374

第3章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職種及び員数)

第4条 当該事業に従事する職種は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 管理者 | 1名（兼務） |
| (2) 医師 | 2名（非常勤、兼務） |
| (3) 生活相談員 | 1名（兼務） |
| (4) 介護職員 | 21名以上（兼務） |
| (5) 看護職員 | 3名以上（兼務） |
| (6) 栄養士 | 1名（兼務） |
| (7) 機能訓練指導員 | 1名（兼務） |
| (8) 介護支援専門員 | 1名（兼務） |

- (9) 事務職員 2名（兼務）
- (10) 調理員 5名以上（兼務）

2 前項の定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

（職務内容）

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者
施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故があるときは、あらかじめ管理者が定めた職員が管理者の職務を代行する。
- (2) 医師
利用者の診療、健康管理及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
- (3) 生活相談員
利用者のサービス利用に係る相談及び援助に関する業務全般に従事するとともに、介護支援専門員等との連携を図り、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画の作成等に繋げる。
- (4) 介護職員
利用者の生活介護に関する業務全般に従事する。
- (5) 看護職員
利用者の看護、保健衛生に関する業務全般に従事する。
- (6) 栄養士
利用者の食事に関する栄養管理業務全般及び調理業務に従事する。
- (7) 機能訓練指導員
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に関する業務全般に従事する。
- (8) 介護支援専門員
利用者の介護支援に関する業務全般に従事する。
- (9) 事務職員
施設の庶務及び経理等に関する事務全般に従事する。
- (10) 調理員
利用者に提供する食事の調理業務に従事する。

（事務分掌）

第6条 職員ごとの事務分掌等については、管理者が別に定める。

第4章 利用定員

（定員）

第7条 事業の利用定員は、6名とする。

第5章 事業の内容

(サービスの取扱方針)

- 第8条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 2 サービスの提供は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、第18条第1項に規定する短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
 - 3 施設は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 4 施設は、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
 - 5 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 6 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、適正化のための指針の整備及び職員に対する研修を定期的実施するものとする。
 - 7 施設は、職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
 - 8 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(虐待等の防止)

- 第9条 施設は利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）により、次のような身体的苦痛を与え人格を辱める等の行為を行わないものとする。
- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
 - (2) 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - (3) 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - (4) 利用者にいせつな行為をすること又は利用者をしていせつな行為をさせること。
 - (5) 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待の防止に向けた体制等)

- 第9条の2 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結

果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（サービスの開始及び終了）

第10条 施設は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスを提供するものとする。

- 2 サービスの提供は、利用者与管理者との契約により行うものとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、事業の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 4 施設は、サービス提供に際しては利用の年月日並びに利用している当該施設の種類及び名称を、当該者の被保険者証に記載するものとする。
- 5 施設は、当該事業の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅会議支援事業者への連絡、適当な他の当該事業者等への紹介その他必要な措置を講ずるものとする。

（受給資格等の確認）

第11条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確認する。

2 施設は、前項の保険者証に、法令に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するよう努めるものとする。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第12条 施設は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

（要介護認定申請にかかる援助）

第13条 施設は、サービスの提供に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、居宅介護支援等が利用者に対して行われていない場合であって必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(介護)

第14条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われるものとする。

2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきするものとする。

3 施設は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。ただし、おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に取り替えるものとする。

4 施設は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。

(食事)

第15条 施設は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

2 施設は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援する。なお、食堂で食事を摂ることができない利用者にあつては、居室等に配膳し必要な支援を行うものとする。

(機能訓練)

第16条 施設は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第17条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

(相談及び援助)

第18条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第19条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 施設は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第20条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の当該事業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

2 短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

3 管理者は、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっ

ては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

- 4 管理者は、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画書を利用者に交付するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第21条 施設は、サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第6章 利用料及びその他の費用

(サービスの利用料及び費用等)

第22条 施設は、第12条から第17条に規定するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から施設に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 滞在に要する費用
- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
- (5) 理美容代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第6号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる費用については、管理者が別に定める。

5 施設は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

第7章 通常の送迎の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

第23条 通常の送迎の実施地域は、宮崎市とする。

第8章 サービス利用に当たっての留意事項

(外出及び外泊)

第24条 利用者は、外出又は外泊しようとするときはその都度、行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を事前に管理者に届け出て許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けたものが許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

(面会)

第25条 利用者に面会をしようとする者は、面会簿に所定の事項を記載し、管理者の許可を得て面会しなければならない。管理者は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

2 前項において管理者の許可を得た面会者は、面会時に持参した物品、食品及び薬等について必ず職員に伝えるものとする。

(健康保持)

第26条 利用者は、努めて健康に留意するものとする。健康状態に異常がある場合には、速やかにその旨を職員に申し出なければならない。

(禁止行為)

第27条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 管理者が定めた場所及び時間以外で喫煙又は飲酒をすること。
- (2) 指定された場所以外で火気を用いること。
- (3) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) その他管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第28条 利用者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

第9章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応方法)

第29条 施設は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師又は管理者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該

市町村及び当該利用者の家族、当該利用者の居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 前項において賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(事故の防止に向けた体制等)

第29条の2 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

第10章 非常災害対策

(避難救出訓練)

第30条 管理者は、消防法令に基づき、防火管理者を選任するとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 施設は、前項の消防計画に基づき各種訓練を月1回以上実施し、そのうち総合防災訓練を年2回以上実施するものとする。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(防火設備等)

第31条 管理者は、消火器その他消火設備の所在場所は常に全職員に明確にわかるように表示しておくものとする。

- 2 管理者は、定期的に室内配線、配管等の点検を実施するほか、随時、屋根及び壁等の接触箇所の点検を実施するものとする。

(非常災害時の措置)

第32条 管理者は、非常災害の発生等の恐れのあるときは、施設内の巡視を厳重にし、災害の未然防止に努めるものとする。

- 2 管理者は、災害等により、利用者に事故が生じた場合は、直ちに理事長に連絡、通報するものとする。

(事故の未然防止)

第33条 施設は、利用者の日常生活の指導管理を厳にし、事故の未然防止に万全を期するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第33の2条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定短期入

所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供を実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第11章 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第34条 管理者は、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めるものとする。

2 施設サービスの提供は、当該施設の職員が行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 施設は、職員に対し、資質向上のための研修の機会を確保する。

4 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(定員の遵守)

第35条 施設は、当該サービスに係る利用定員を超えて利用させない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(衛生管理)

第36条 施設は、利用者の使用する被服、寝具、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うものとする。

3 居室その他利用者が使用するユニットの共用スペースは、少なくとも3月に1回以上、調理室、便所、汚物処理室等にあっては、2週間に1回以上消毒するものとする。

4 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 「感染症・食中毒対策委員会」を3ヶ月に1回開催し、当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が

疑われる際の対象等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(職員の健康管理)

第37条 職員については、その採用時及び毎年2回以上健康診断を行うものとする。

2 調理業務従事者については、月1回の検便を行うものとする。

(秘密保持等)

第38条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様の取扱いとする。

2 施設は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、あらかじめ文書に取り得ておくものとする。

(苦情処理)

第39条 施設は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情受け付け窓口を設置し、苦情を受け付けた際には、速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者又はその家族に報告するものとする。

2 施設は、利用者及びその家族からの苦情に関して当該市町村からの質問及び照会があった際並びに国民健康保険連合会（以下「国保連」という。）からの調査依頼があった際には、その協力に応じるとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行い、当該市町村もしくは当該国保連に報告するものとする。

(地域との連携)

第40条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(記録の整備)

第41条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間備えておくものとする。

(1) 短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画

(2) 提供した短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に係る具体的なサービス内容等の記録

(3) 第7条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第20条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 第38条第1項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第28条第2項及び第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他)

第42条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成20年11月1日から施行する。

2 「指定短期入所生活介護事業運営規程」（平成12年4月1日施行）は、平成20年10月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

別表（第21条関係）

食費・居住費の額

（1）介護保険負担限度額認定者以外の者

| 料金の種類 | 金額 |
|-------------|---|
| 食事の提供に要する費用 | 1,445 円／日 (朝食 321 円、昼食 573 円、夕食 551 円) |
| 居住に要する費用 | 915 円／日 |

（2）介護保険負担限度額認定者

| 料金の種類 | 金額 |
|-------------------------------|--------------------|
| 食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者) | 第1段階認定者 300 円／日 |
| | 第2段階認定者 600 円／日 |
| | 第3段階認定者① 1,000 円／日 |
| | 第3段階認定者② 1,300 円／日 |
| 居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者) | 第1段階認定者 0 円／日 |
| | 第2段階認定者 430 円／日 |
| | 第3段階認定者 430 円／日 |